

千葉市小・中・特別支援学校20年経験者研修実施要項

1 目的

この研修は、教育公務員特例法第21条の2に基づき、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環として、一定の教職経験年限を経た全教員を対象に、教職経験と職能に応じて新たな知見を得させ、自己の活性化と指導力の向上を図ることを目的とする。

2 研修の対象（別表1）

研修の対象者は、千葉市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の所管する小・中・特別支援学校の教員で、教育公務員特例法第2条の2に規定される教員のうち、教諭及び養護教諭とし、このうち「一定の教職経験年限を経た全教員」（別表1にあるとおり）とする。

3 対象の報告

- (1) 教育委員会は、小・中・特別支援学校の校長に対して、対象者の有無について調査を行う。
- (2) 各校の校長は、対象者の有無について調査し、様式2により教育委員会に報告する。

4 受講者の決定

千葉市小・中・特別支援学校20年経験者研修は、当該年度に受講することを原則とし、校長の報告に基づき教育委員会が決定する。ただし研修対象者に特別な事情等のある場合は、当該校長と教育委員会との間で協議のうえ、決定するものとする。

5 研修のねらい、研修内容及び実施回数（別表2）

千葉市小・中・特別支援学校20年経験者研修のねらい、研修内容、実施回数は別表2のとおりとする。研修方法については研修参加者の実情を考慮し設定する。

（別表1）

対 象 者
教職経験20年を終了した21年目の全教員

注1；中途採用者は、採用された年度を含めて経験年数とする。

注2；過年度において、学校の事情、特別休暇等により受講できなかった者を含む。

（別表2）

ね ら い	研 修 内 容	実施回数
学校経営、教育課程の編成、校内研修の推進及び生徒指導等の在り方についての認識を深めるとともに、豊かな企画力と指導力の育成を図る。	教育課程、校内研修、生徒指導等教育課題に関する研修、課題別（コース別）研修	3回